

徳島県情報公開・個人情報保護審査会答申情第24号

第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書公開請求

令和4年5月20日、審査請求人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「令和3年9月17日付「処分等の求め」申出に対する県（建築指導室）の対応（調査・行政指導等）記録文書 ・面談（事情聴取）記録 ・弁護士への相談記録 ・行政指導等の内容を決定した根拠資料 ・改善報告書（顛末書）」の公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

令和4年6月3日、実施機関は、本件請求に係る令和3年9月17日付「処分等の求め」申出に対する県（建築指導室）の対応（調査・行政指導等）記録文書のうち、改善報告書（顛末書）について、条例第8条第1号及び第2号に規定する情報に該当する部分を非公開とする公文書部分公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

令和4年7月13日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して、審査請求を行った。

4 諮問

令和4年12月23日、実施機関は、徳島県情報公開審査会（現徳島県情報公開・個人情報保護審査会。以下「当審査会」という。）に対して、審査請求につき諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

審査請求に係る処分を取り消し、全ての情報公開を求める。

2 審査請求の理由

部分公開とした当該文書には、事実と異なる記述があるため、全ての情報を公開したうえで、建築主側にも事実関係を確認すべきである。

また、当該文書には担当部署の收受印が押印されていないため、公文書として取得日が不明である。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された弁明書及び実施機関の口頭理由説明によると、本件処分の理由は、おおむね次のとおりである。

1 公文書の特定について

本件請求に係る公文書について、〇〇に係る顛末書と特定した。

2 本件処分の理由について

ア 条例第8条第1号の該当性について

顛末書のうち、建築主の住所、氏名及び建築士の氏名については、個人に関する情報であり、公にすることにより、個人の特定や、個人の権利権益を害するおそれがあるため、本号に該当すると判断した。

イ 条例第8条第2号の該当性について

顛末書のうち、法人の印影については、法人に関する情報であり、また要因・原因及び今回の措置・現在の状況の一部については、この案件を法人がどう認識している、どのように解決を目指していくのかという、法人の内部管理に関する情報であって、公にすることにより、法人の権利競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、本号に該当すると判断した。

以上により、条例第8条第1号及び第2号に該当する情報については非公開とし、その他の情報は公開した。

第5 審査請求人の反論要旨

実施機関の弁明書に対し、審査請求人から反論書が提出されており、その内容は、おおむね次のとおりである。

実施機関の説明要旨2ア（条例第8条第1号の該当性）については、個人を特定する情報を非公開とすることに異論はない。審査請求人は当事者として、全て把握している情報である。

実施機関の説明要旨2イ（条例第8条第2号の該当性）について、法人の印影を非公開とすることに異論はないが、概要・原因及び今回の措置・現在の状況については、公にすることにより、法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報は含まれていないものと判断する。

また、概要・原因の記述において、少なくとも1箇所、事実と異なる記述（建築主が入居は急がないからと言って）がある。さらに、今回の措置・現在の状況の記述において、少なくとも1箇所、事実と異なる記述（建築主に調停にかけてもらうようお願いをしたが）があることから、個人及び法人を特定する情報以外については全てを公開するか、又は欠陥住宅被害を受けている建築主側（審査請求人）には非公開情報

についても事実関係の確認を行うべきである。

第6 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年月日	内 容
令和4年12月23日	諮問
令和5年8月23日 第2部会（第3回）	審議
同年 9月21日 第2部会（第4回）	実施機関からの口頭理由説明、審議
同年 10月26日 第2部会（第5回）	審議

第7 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 本件請求に係る公文書について

本件請求は、令和3年9月17日付で審査請求人が行った、処分等の求めの申出に対する、県（建築指導室）の対応（調査・行政指導等）記録文書の公開を求めるものである。

本件請求に対して、実施機関は、〇〇に係る顛末書を対象公文書であると特定し、本件処分を行っている。この公文書の特定については、審査請求人は争っておらず、特に不合理な点は認められない。

2 本件処分における非公開部分の非公開情報該当性について

(1) 条例第8条第1号について

本件請求に係る公文書のうち、条例第8条第1号に該当するため非公開とした建築主の住所及び氏名並びに建築士の氏名については、審査請求人は非公開を争っていない。

これらは個人に関する情報であって、当該情報に含まれる記述により特定の個人を識別することができるものであるとの実施機関の説明は合理的であると認められる。

(2) 条例第8条第2号について

ア 本件請求に係る公文書のうち、条例第8条第2号に該当するため非公開とした法人の印影については、審査請求人は非公開を争っておらず、公開することにより印章が偽造されるなど、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、実施機関の説明は合理的であると認められる。

イ 条例第8条第2号に該当するため非公開とした要因・原因及び今回の措置・現在の状況の一部については、施主との法的紛争を法人がどう認識していて、どのような方針で解決を目指していくのかという、法人の内部管理に関する情報であって、これを公開することは、法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。

したがって、これらを非公開とする実施機関の説明に不合理な点は認められない。

3 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

徳島県情報公開・個人情報保護審査会第2部会委員名簿

(50音順)

氏 名	職 業 等	備 考
綾野 隆文	弁護士	
岩田 晴美	四国大学生生活科学部教授	
小田切 康彦	徳島大学大学院社会産業理工学研究部准教授	部会長
榊本 久実	税理士	